

第 28 回コーデックス総会 (CAC) 結果概要

1 開催日及び開催場所

平成 17 年 (2005 年) 7 月 4 日 (月) ~ 7 月 9 日 (土)
ローマ (イタリア)

2 参加国及び国際機関

122 加盟国、EC、40 国際機関 (合計 513 名) が参加。

3 我が国からの出席者

厚生労働省医薬食品局食品安全部 基準審査課長	中垣 俊郎
内閣府食品安全委員会事務局評価課 評価調整官	福田 光
係員	青木 隆治
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課 食品国際企画調整官	梅田 珠実
国際調整専門官	難波江功二
基準審査課 係長	福島 和子
監視安全課 衛生専門官	横田 栄一
食品安全部 参与	吉倉 廣
大臣官房国際課 係員	前田 栄彰
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 国際室長	小川 良介
課長補佐	宮廻 昌弘
農産安全管理課 課長補佐	瀬川 雅裕
テクニカルアドバイザー	
財団法人食品産業センター	長良 恭行

主要議題は以下のとおり。

○ 規格及び関連文書

議題5. ステップ8及び5/8の規格案及び関連文書

<果実・野菜ジュース特別部会（TFFVJ）>

事項	概要	審議結果
果実ジュース及びネクターの一般規格案	果実ジュース及びネクターに関する包括的な規格案。	分析法並びにリンゴ、パインアップル及びオレンジジュースの脚注を修正の上、採択された。分析・サンプリング法部会（CCMAS）及び食品表示部会（CCFL）の承認が必要な規程は各部会で承認された後、総会に提出される。
濃縮還元ジュースと濃縮還元ピューレの最低濃度及びネクターの中のジュース及び／又はピューレの最低含有量（容積％）案及び原案	果実ジュース及びネクターの一般規格に含まれる、ぶどう、グアバ、マンダリン／タンジェリン、マンゴー、パッションフルーツ、タマリンドジュース、レモン、ライム、オレンジ、パインアップルジュースの濃縮還元ジュースと濃縮還元ピューレの最低糖度及びネクターの中のジュース及び／又はピューレの最低含有量（容積％）案及び原案。	パインアップルとオレンジジュースの脚注を修正の上、採択された。

<食品残留動物用医薬品部会（CCR VDF）>

事項	概要	審議結果
動物薬の最大残留基準値案及び原案	Cyhalothrin、Flumequine、Neomycin、Dicyclanil、Imidocarb の最大残留基準値について承認を行うもの。	特段の議論なく、採択された。
抗菌剤耐性の最小化及び抑制のための実施規範原案	本実施規範は、動物用医薬品の使用による耐性菌問題の発生を極力抑えるためのもの。	チュニジアとキューバより動物用医薬品抗生物質を処方するのは獣医師に限定するよう修正意見が出されたが、原案のまま採択された。

< 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) >

事項	概要	審議結果
ビタミン及びミネラル補助食品のガイドライン案	補助食品におけるビタミン・ミネラルの含有量（上限値・下限値）、表示の項における1日あたりの摂取推奨量、摂取方法、注意事項等の表示すべき事項などについて規定するもの。	ビタミン及びミネラル・サプリメントを医薬品として規制しているオーストラリア等からの求めに応じて、このガイドラインがビタミン及びミネラル・サプリメントを食品として規制している国・地域のみ適用されるものであることを明確にするために、スコープの第3段落に” only” という文言を加える修正がなされた上で、最終的に採択された。

< 一般原則部会 (CCGP) >

事項	概要	審議結果
食品添加物・汚染物質部会の暴露評価に関する方針案	第36回CCFAC（2004年3月）からの付託事項。CCFACの依頼により行うリスクアセスメントにおいて、JECFAが暴露評価を行う際の指針。	異なる基準値案を用いて暴露評価の結果を比較することが有効な事例は限定されているとの意見をECが述べたが、現行案どおり採択された。
食品添加物・汚染物質部会が適用するリスク分析の原則案	第36回CCFAC（2004年3月）からの付託事項。CCFACで適用されるリスク分析に関する原則。	マレーシアの提案を受け、「JECFA以外の国際的に認知された専門家団体」に「総会に承認された」という条件を追記した上で採択された。

< 食品輸出入検査・認証システム部会 (CCFICS) >

事項	概要	審議結果
電子証明のための原則原案	電子認証を使う際の留意すべき原則を公的証明書の発行のためのガイドラインの付属書として総会に諮るもの。	電子証明は義務でなく、本原則案は電子証明システムの使用を希望する国に対するガイダンスであることを確認した上で、現行案どおり採択された。

<食肉衛生部会（CCMH）>

事項	概要	審議結果
食肉衛生規範案	食肉、食鳥肉及びこれらの加工品等について、これまで6つに分かれていた衛生規範等を統合し、農場～食肉処理～出荷～消費にいたる各段階について食品衛生の一般原則を基本とした食肉衛生規範としてまとめたもの。	CCMH 議長の提案により現行案の微修正を行い、採択された。

<油脂部会（CCFO）>

事項	概要	審議結果
名前のついた植物油規格の改正（B）ごま油規格修正案	名前のついた植物油規格に記載されているごま油規格の脂肪酸組成の数値を修正するもの。	中国が述べた対象と脂肪酸組成に関するコメントは、次回 CCFO で議論されることとし、現行案通り採択された。
バルクでの食用油脂の保管、輸送に関する国際実施規範の表1改訂原案（迅速化手続き：ステップ5A）	バルクでの食用油脂の保管、輸送に関する国際実施規範のうち、保管時や輸送時における油温やタローの輸送期間について表1の改訂を提案。	特段の議論なく、採択された。

<魚類・水産製品部会（CCFFP）>

事項	概要	審議結果
塩蔵塩干魚製品規格改訂案	塩蔵及び塩干品の水分量、塩分量の測定法、及びサンプリング方法に関する修正が提案されている。	特段の議論なく、採択された。
魚類・水産製品取扱規範案（養殖）	魚類・水産製品取扱規範案のうち、養殖に関するセクション。	特段の議論なく、採択された。
魚類・水産製品取扱規範案（えび類、頭足類、輸送、小売り、関連する定義）	魚類・水産製品取扱規範案のうち、えび類の加工、頭足類の加工、輸送及び小売のセクション、またこれらセクションに関連する用語の定義について総会に付された。	一部修正の上、採択された。

< 残留農薬部会部会 (CCPR) >

事項	概要	審議結果
最大残留基準値 (MRL) 案、原案 及び MRL 修正案	JMPR での評価に基づき第 37 回本部会 (本年 4 月開催) で審議した MRL 案について採択に付されるもの。	葉菜における deltamethrin の MRL 及び ミカン、オレンジ、じゃがいもにおける carbosulfan の MRL については EC が懸念を表明したため、これらはステップ 6 に差し戻した上で更に検討することとしたが、その他の MRL 案は全て採択された。
スパイスの最大残留基準値 (MRL) 原案	JMPR での評価に基づき第 37 回本部会 (本年 4 月開催) で審議した MRL 案について採択に付されるもの。	特段の議論なく、採択された。
暫定最大残留基準値 (MRL) 原案	JMPR での評価に基づき第 37 回本部会 (本年 4 月開催) で審議した 3 農薬 (ビフェナゼート、フルジオキソニル、トリフロキシストロビン) の MRL 案について採択に付されるもの。	暫定 MRL は 4 年間有効であることを認識した上で、現行案どおり採択されたが、EC は留保した。
残留農薬の同定、確認及び定性分析における質量分析の使用に関するガイドライン原案	残留農薬の同定、確認及び定性分析における質量分析の使用に関するガイドライン。	特段の議論なく、採択された。
食品および飼料のコーデックス分類改訂 新たな分類コード及び番号案	食品及び飼料のコーデックス分類の改訂。MRL が既に策定されている品目について食品群及び分類コードを新たに提案するもの。	特段の議論なく、採択された。

< 食品添加物・汚染物質部会 (CCFAC) >

事項	概要	審議結果
乾果のアフラトキシン汚染の防止・低減のための行動規範案	乾果におけるアフラトキシン汚染の防止と低減に関する行動規範について検討を行うものであり、適正農業規範、適正製造規範、適正貯蔵規範が提案された。	特段の議論なく、採択された。
缶詰食品中の無機スズ汚染の防止と低減のための製造規範案	スズ板製造、缶製造、缶詰食品製造、貯蔵、消費の各段階におけるスズ汚染防止及び低減に関する製造規範案。	特段の議論なく、採択された。

食品中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格 (GSCTF) の改訂原案	GSCTF の中に「食品及び食品群中の汚染物質及び毒素の暴露評価の方針」に関連する文章を含めるための改訂案。	特段の議論なく、採択された。
カドミウムの最大基準値案 (小麦、馬鈴薯、根菜類、葉菜類、その他野菜)	小麦 (0.2 mg/kg)、馬鈴薯 (剥皮したもの; 0.1 mg/kg)、根菜類 (セロリアックと馬鈴薯を除く; 0.1 mg/kg)、葉菜類 (0.2 mg/kg)、その他の野菜 (食用キノコ、トマトを除く; 0.05 mg/kg) で合意された。	特段の議論なく、採択された。
食品添加物の国際番号システムの修正原案	JECFA で評価された食品添加物に新たに国際番号を付す、又は修正するもの。	特段の議論なく、採択された。
食品添加物の一般基準 (GSFA) の食品添加物規定原案及び案	GSFA に追加するための食品添加物の規定原案及び案。	特段の議論なく、採択された。
食品添加物の同一性及び純度に関する規格	第63回 JECFA において設定された左記規格について採択に付されるもの。	特段の議論なく、採択された。

< 生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) >

事項	概要	審議結果
ランブータンの規格原案	ランブータンに関する、品質、サイズ、表示、衛生等の規程からなる規格原案。	特段の議論なく、採択された。

< 分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

事項	概要	審議結果
個別商品規格及び／又はコーデックス規格 234-1999 に包含する分析方法	既に採択されたコーデックス規格 (オリーブオイル及びオリーブのしぼりかす油、加工果実及び野菜、缶詰グリーンピース、ジャム・ゼリー及びママレード、加工トマト濃縮物) の分析法の承認。	特段の議論なく、承認された。

議題6. ステップ5の規格案及び関連文書

<アジア地域調整部会 (CCASIA) >

事項	概要	審議結果
高麗人参の規格原案	食品としてのみ適用される高麗人参製品の規格案。	対象について合意が得られず、ステップ3に戻された。

<加工果実・野菜部会 (CCPFV) >

事項	概要	審議結果
加工トマト濃縮物の規格原案	トマトピューレ及びトマトペーストの規格案。トマトソース、チリソース、ケチャップなど加工度の高い製品は含まない。	特段の議論なく、採択された。
トマト貯蔵製品の規格原案	トマト缶詰などの包装されたトマトの貯蔵製品の規格案。	特段の議論なく、採択された。
柑橘類缶詰の規格原案	グレープフルーツ、マンダリンオレンジ、スイートトオレンジ類、プメロの缶詰製品の規格案。	特段の議論なく、採択された。

<食品残留動物薬医薬品部会 (CCRVDF) >

事項	概要	審議結果
動物薬の最大残留基準値原案	Flumequine(ブラックタイガー)、Pirlimycin、Cypermethrin and alpha-cypermethrin、Doramectin (牛乳) の最大残留基準値についてステップ5での承認を行うもの。	米国が pirlimycin の最大基準値について留保したが、現行案どおり採択された。

<油脂部会 (CCFO) >

事項	概要	審議結果
名前のついた植物油規格の修正原案 (A) 米ぬか油規格原案	名前のついた植物油規格に新たに追加することとなった米ぬか油の規格案。	特段の議論なく、採択された。

<魚類・水産製品部会（CCFFP）>

事項	概要	審議結果
チョウザメキャビアの製品規格原案	チョウザメキャビア製品の規格。適用範囲は「チョウザメ科 <i>Acipenseridae</i> 」に限定。	特段の議論なく、採択された。

<食品衛生部会（CCFH）>

事項	概要	審議結果
食品中のリステリアモノサイトジェネス〔の管理〕における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン原案	調理済み食品（Ready-to-Eat 食品）中のリステリア菌について、微生物学的リスク管理手法による検討を行い、食品衛生の一般原則を基本とした衛生管理ガイドラインの策定を進めている。	特段の議論なく、採択された。
微生物学的リスク管理の実施に関する原則及びガイドライン原案	CCFH 及び加盟国が微生物学的リスク管理に適用する原則及びガイドライン。	特段の議論なく、採択された。
卵及び卵製品の衛生規範改訂原案	過去に策定した衛生規範を改訂しているもの。卵及び卵製品について、農場段階から消費にいたるフードチェーンの各段階において実施すべき対策を含む内容となるよう検討を進めている。	特段の議論なく、採択された。

<残留農薬部会部会（CCPR）>

事項	概要	審議結果
最大残留基準値（MRL）原案	JMPR での評価に基づき第 37 回本部会（本年 4 月開催）で審議した最大残留基準値（MRL）原案。	リストから漏れていた trifloxystrobin の MRL 案を加えた上で、現行案を採択した。
スパイスの MRL を含む乾燥チリペッパーの最大残留基準値（MRL）原案	乾燥チリペッパーに対する 49 農薬の国際残留基準の設定。	誤ってリストに掲載されていた monocrotophos 及び pirimiphos-methyl を除外した上で、現行案を採択した。
結果の不確かさの推定に関するガイドライン原案	残留農薬分析法におけるガイドラインの策定として規格化が検討されている、分析結果の不確かさの推定に関するガイドライン。	現行案どおり採択された。ただし、中国やアルゼンチンが、国際的に合意された検査の信頼性レベル等の不在により、貿易が阻害されるとの懸念を示した。

		ため、これらを考慮しつつ、引き続きステップ6で検討することとした。
CCPR によって適用されるリスク分析原則原案	CCPR におけるリスク分析手法の原則を文書化したもの。	JMPR の専門家の選定の項について、“Working Principles for Risk Analysis for Application in the Framework of the CAC” との非整合性は今後検討することとし、現行案を採択した。

< 食品添加物・汚染物質部会 (CCFAC) >

事項	概要	審議結果
食品添加物の一般基準 (GSFA) の前文の改訂原案 (食品添加物の GSFA への収載と見直しの手順表を含む)	個別の食品規格に掲載される添加物と GSFA に掲載される添加物が大きく乖離していることから、これを是正するため GSFA の前文の見直しを進めている。	特段の議論なく、採択された。
未加工アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオの総アフラトキシンの最大基準値原案	未加工アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオに関する総アフラトキシンの最大基準値原案。	ノルウェーが保留したが、現行案どおり採択された。EC は、本案の最終的な採択は、「加工」ツリーナッツのトータルアフラトキシンの最大基準値の議論の結果如何であるとの見解を示した。
カドミウムの最大基準値原案 (精米、海産二枚貝 (カキとホタテを除く) 及び頭足類 (内臓を除く))	精米の基準値原案については 0.4 mg/kg、海産二枚貝 (カキとホタテを除く) 及び頭足類 (内臓を除く) の基準値原案については、1.0mg/kg で総会に勧告された。	採択された。精米については、EC、エジプト、シンガポール、スイス、ナイジェリア、ノルウェー、(中国) が留保。海産二枚貝と頭足類については、ALARA の原則に基づき基準値を設定する必要があること等から CCFAC で更なる検討が必要であるとの意見が南アフリカ、タイ、チリなどから出された。

<食品表示部会（CCFL）>

事項	概要	審議結果
包装食品の表示に関する一般規格の修正原案：原材料の量に関する表示（QUID）	現行の「包装食品の表示に関する一般規格」における原材料の量に関する表示について、規程内容を拡大するための修正案。	米国、フィリピン、中南米諸国等が採択に反対。EC、カナダ、スイス、ノルウェー、マレーシア等が採択に賛成。コンセンサスが得られないため、ステップ3に戻された。

<総会（CAC）>

事項	概要	審議結果
急速冷凍食品の加工及び取扱いのための勧告国際行動規範原案	本行動規格案に規定されている内容がいくつかの部にまたがることから、第27回総会において、ステップ5までは文書でのやりとりで、また、それ以降はCCFHにおいて検討することを決定した急速冷凍食品に関する行動規範原案。	タイ、マレーシア、日本等が品質に関する規程、特にDAP（欠陥是正点）の規程が不明確であるため、採択に反対した。その結果、ステップ3に戻し、サーキュラーレターによりコメントを再度求めることとされた。

議題8. 新規の規格及び関連文書策定及び作業中止の提案

－新規作業－

<総会／食品表示部会（CAC／CCFL）>

事項	概要	審議結果
有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン	本ガイドライン案の定期的改訂について前回第27回総会にて新規作業の提案がされたが、本部会の作業量等を考慮し承認を保留した。今次総会で再度検討された。	食品表示部会（CCFL）でさらに検討することとされた。

<アジア地域調整部会 (CCASIA) >

事項	概要	審議結果
非発酵大豆製品の規格策定	中国から新規作業として提案された案件。企画書を改訂し、第56回執行委員会に提案された。	執行委員会から対象をより明確にすることが求められていることを確認した上で、承認された。

<食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

事項	概要	審議結果
動物薬の評価及び再評価の優先順位リストの検討	コリスチン他8物質について JECFA が評価する優先順位リストに掲載することが決定されたもの。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

<食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) >

事項	概要	審議結果
食品輸出入検査・認証制度におけるトレーサビリティ/プロダクトトレーシング (T/PT) の適用原則	認証制度における T/PT の適用のための原則を策定するもの。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
総括的な公式証明書の様式及び証明書の作成及び発行のためのガイドライン改訂	左記ガイドラインについて、時代の要請に即した、より精巧なガイドラインとするため、見直しを行うもの。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

<油脂部会 (CCFO) >

事項	概要	審議結果
名前のついた植物油規格の改訂	名前のついた植物油規格の改訂。(中オレイン酸ひまわり油の規格策定、中オレイン酸大豆油の規格策定及び低リノレン酸大豆油の規格策定)	新規作業の開始を必要としない全般的な手法を検討し、その中でこれらの内容を検討するよう油脂部会に要請した。
名前のついた植物油規格の改訂	名前のついた植物油規格の改訂。(無漂白パーム油の規格改訂)	マレーシアとインドネシアが、対象を拡大するよう提案したが、原案のまま承認された。

名前のついた植物油規格の改訂	名前のついた植物油規格の改訂。(ヤシの実油のステアリン及びオレイン)	マレーシアが執行委員会において LIM 文書として提案。油脂部会で、初めに検討することとされ、承認されなかった。
----------------	------------------------------------	--

<魚類・水産製品部会 (CCFFP) >

事項	概要	審議結果
ホタテの加工に関する製造規格原案	急速凍結ホタテ貝柱規格原案の討議において、水分含量の統一的な基準値を設定しない代わりに、「魚類・水産製品取扱規格」の枠組みの中で適正製造規格の細目策定を開始することを第 27 回部会で合意。	承認された。オーストラリアより、個別品目規格における品質要件は国・地域によるばらつきを反映し、貿易を制限するような内容を含むべきでないとの発言があった。

<一般原則部会 (CCGP) >

事項	概要	審議結果
執行委員会の構成メンバーの任期の明確化	執行委員の構成員である議長、副議長及び地域代表国、さらに追加が提案されている地域調整国の任期を一定にすべきだという意見を反映し作業が行われるもの。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

<残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	審議結果
農薬の優先リスト (新規追加及び定期的見直し)	コーデックス優先リストの設定についての提案。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
最大残留基準値 (MRL) 策定手順の改訂原案	最大残留基準値 (MRL) 設定に関する新しい手順の検討。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

<食品添加物・汚染物質部会 (CCFAC)>

事項	概要	審議結果
「食品添加物国際番号システム」の改訂	現存するコーデックス規格「食品添加物国際番号システム」(CAC/GL 36-2003)のうちのセクション2:食品添加物の機能の分類、その下位分類及び定義の改訂。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
ブラジルナッツにおけるアフラトキシン汚染の防止と低減の追加的な手法に関する付表	本総会で最終採択が検討される、乾果におけるアフラトキシン汚染の防止と低減に関する行動規範の付表であり、採集によるブラジルナッツに特異的な局面をカバーするもの。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
酸加水分解植物タンパクとそれを含む食品の製造におけるクロロプロパノール類低減のための行動規範案	クロロプロパノール類低減のために酸加水分解植物タンパクとそれを含む食品の製造において管理すべき要因をカバーする行動規範案。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

<食品表示部会 (CCFL)>

事項	概要	審議結果
トランス脂肪酸の定義に関する検討	第26回栄養・特殊用途食品部会で合意されたトランス脂肪酸の定義案について、第33回食品表示部会において修正。この修正した定義案を収載するために「栄養表示に関するガイドライン」及び「包装食品の表示に関する一般規格」を改訂することを28回総会に新規作業として承認することを提案。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

<生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) >

事項	概要	審議結果
スウィートキャッサバの規格改訂	トンガ及びフィジーで生産されるキャッサバのシアン化水素濃度が規格中の要件を越えるため、これらのキャッサバを規格中に含めるための規格改訂作業が両国により提案されたもの。	承認されたが、将来の統一規格化を念頭に、ビターキャッサバについて別途規格化することとなった。

－作業の中止－

<加工果実野菜部会 (CCPFV) >

事項	概要	審議結果
しょうゆの規格原案	本規格策定作業の取扱いは本年2月の執行委員会で議論され、その後、作業継続の必要性について各国に対し意見照会がなされた。この回答を踏まえ、総会前に開催される執行委員会で検討され、総会に対し作業中止の勧告がなされた。	インドネシア、マレーシアが作業継続を支持したが、日本、中国、米国、EC、ブラジルが執行委員会の中止勧告を支持し、作業中止が承認された。

<食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

事項	概要	審議結果
動物薬の最大残留基準値案	評価に必要な新たなデータがないことから、Phoxim(in cattle tissues and cow's milk)、Cefuroxime(in cow's milk)、Cypermethrin(in sheep tissues)、Alpha-cypermethrin(in cattle and sheep tissues and cow's milk)の検討を中止するもの。	特段の議論なく、作業中止が承認された。

<一般原則部会 (CCGP) >

事項	概要	審議結果
「食品」の定義の改訂	<p>第20回部会で、倫理規範の議論を行っている際に、食品の定義の作業を別箇に行うことに合意され、第27回総会(2004年)で新規作業として承認された。</p> <p>しかしながら、今次部会で、CCGPは改訂の必要性がないという結論で合意し、総会に対し作業の打ち切りの承認を求めることとなった。</p>	特段の議論なく、作業中止が承認された。

<食品表示部会 (CCFL) >

事項	概要	審議結果
<p>有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン： 付属書2の改訂案：表4</p>	<p>付属文書表4（使用できる加工助剤について記載）の改訂が検討されていたが、加工助剤の取り扱いについてCCFACが現在検討中であることを踏まえ、表4の改訂は継続しないことを総会に提案することとなった。</p>	特段の議論なく、作業中止が承認された。